

## 大阪府公衆浴場入浴料金審議会（第1回）要旨

- 1 日 時 令和2年11月2日（月） 午前10時から正午まで
- 2 場 所 プリムローズ大阪2階「羽衣の間」
- 3 出席委員 椎葉 淳、乙政 正太、川喜多 由博、細見 三英子、宮前 博一、土本 昇、北出 守、松井 千穂、中村 夏美、松永 律、川人 優  
（敬称略、名簿順）
- 4 議 題 大阪府における現行入浴料金の改定の要否等について
- 5 開 会  
事務局 浅野生活衛生補佐が各委員を紹介し、氏内生活衛生室長が挨拶を行った。  
続いて、浅野生活衛生補佐が開会を宣言した。
- 6 定足数の確認  
審議会規則第4条第3項により、審議会は委員の2分の1以上の出席がなければ開くことができないが、13名中11名の出席があり、浅野生活衛生補佐が審議会の成立を報告した。
- 7 会長、会長代理の選出  
審議会規則第3条に基づき、椎葉委員が会長として選出され、審議会規則第3条第3項により、乙政委員が会長代理として指名された。
- 8 諮問書の交付  
椎葉会長に、知事の諮問書を交付した。
- 9 審議会の設置趣旨等説明  
審議会の設置趣旨及び昨年度の審議会答申の経過について、浅野生活衛生補佐が説明を行った。

## 10 議 事

### 基礎調査結果の報告

<事務局> （資料1 P.1～14に基づき、「平成30年大阪府公衆浴場基礎調査結果」を説明した。）

<川喜多委員> 法人の場合、決算期に関係なく1～12月の数字を回答しているのか。

<事務局> 直近の決算期分を提出していただいている。

<中村委員> P.4入浴料金外の収入とはどのようなものか。

<事務局> 入浴に付随するシャンプー、石鹸や牛乳等の収入を入浴料金外収入としている。

<細見委員> 全般に厳しい状況だという印象を受けた。P.9 減収が**66%**、増収が**31%**とあるが、増収の要因について営業者の感想をお聞きしたい。

<宮前委員> 推測だが、浴場の件数が減っており、廃業等で利用客が一時的に隣の浴場に訪れることで増収となっているのではないか。

#### 経営状況調査の標準公衆浴場の選定

<事務局> (「経営状況調査の対象となる標準公衆浴場選定」について、資料1 P.13に基づき、昨年度審議会では分布に応じ**20%**抽出したことを説明した。)

<椎葉会長> 昨年度審議会で議論し**20%**としており、今年度も**20%**でよいか。

<川喜多委員> **20%**抽出の経営調査により基礎調査の裏付けが取れるのであれば、残り**80%**も含め基礎調査の全てのデータを使用してはどうか。

<事務局> 昨年度は**20%**であったが、これまでは審議会の度に調査方法及び割合は変わっていた。

<松永委員> 前回にも、営業者の実態を正確に反映するためにどうすべきかという議論があった。私は全施設を対象とすべきと考える。

<椎葉会長> 基礎調査と経営状況調査で、調査項目は同じか。

<事務局> 基礎調査は確定申告の内容を回答するため、算定としては同じ項目となる。

<椎葉会長> 残り**80%**のデータも使用するという意見に対してどうか。

<川喜多委員> 固定費が多い業種であり、**20%**の取り方が結論にダイレクトに響くと考えられるが、全数使用しない理由は何か。

<川人委員> 行政の立場からすると、全数調査の分析には大変時間がかかる。前回も全ての階層で**20%**抽出することが統計上有効であれば、問題ないという議論であったと記憶している。

<椎葉会長> **20%**抽出とした場合の施設はどうなるか。

<事務局> 施設分布に基づき、個人**36**施設、法人**11**施設、計**47**施設となる。

<椎葉会長> 調査方法はどうか。

<事務局> 昨年度の標準浴場では、基礎調査と経営調査で、どの浴場についても大きな乖離は認められなかった。そのため、今年度経営調査を実施せず、基礎調査で算定を行いたいと考えており、ご審議いただきたい。

<椎葉会長> 公認会計士である川喜多委員はどう考えるか。

<川喜多委員> 経営調査では、確定申告書以外に別途資料を提出するのか。

<事務局> 提出しない。

<川喜多委員> 別途資料を提出しないのであれば、**20%**抽出する必要はないのではないか。

<松永委員> 営業者の実情を正確に反映する、審議可能なデータの出し方について、営業者の意見を

聴きたい。消費者は価格が低い方がよいが、事業の継続が前提。公衆衛生的に必要である。

<宮前委員> それについては、後ほど説明させていただきたい。

<川喜多委員> 松永委員の意見に同意。

<事務局> 分布をとるために行う基礎調査では、全ての項目に回答されているわけではない。基礎調査に回答のあった**237**施設の内、データが整っている施設は経営調査と同等とみなせるのではないかということ。

<宮前委員> 業界の現状をお聞きいただき、審議の参考としていただきたい。

(宮前委員が資料(大阪府公衆浴場業生活衛生同業組合作成)について、説明した。)

公衆浴場は自家風呂保有者の増加に伴う利用者の減少により、経営不振、施設の老朽化、後継者不足を理由とした廃業が続き、著しく減少している。今年度、大阪府と「災害時における被災者等の支援に関する協定」を締結したが、公衆浴場の減少が続けば、災害時のインフラ環境としての影響も懸念される。

廃業の理由は、全て浴場経営者の所得不足に集約される。そのため、今回の審議会においては、まず平均所得額等を参考に事業者所得額を検討、次に公衆浴場の経営を維持するための適正な入浴料金を算出し、その後、公衆浴場の廃業を抑えつつ、利用者の過度な負担増を抑制した入浴料金について審議を進めていただくことを要望する。

<椎葉会長> 松永委員、どう考えるか。

<松永委員> 提案に賛成する。消費者としては、財産としての銭湯に対する行政の補助を強調したい。

<椎葉会長> 先ほど事務局から説明のあったとおり、全数使用の場合、**237**施設から欠損の無いデータを使うため階層分布がゆがんでしまう。分布に沿って**20%**抽出することで、分布を正しく再現することと理解した。

#### 今後の審議会の進め方

<椎葉会長> 個人事業主報酬の反映について、現状どうなっているか。

<事務局> 現在は個人事業主報酬を反映していない。

<川喜多委員> 先ほどの組合配布資料③廃業要因に、施設の老朽化を上げているが、修繕する前に廃業しているのか。

<宮前委員> 廃業理由はいくつかあるが、基本は営業者の所得が少ないこと。所得が少ないので修繕できない、所得が少ないので継がせられない、辞める理由付けとなっている。

<川喜多委員> 事業継続のために修繕が必要であれば、適正価格を出すためには、今現在発生していない修繕費も料金に含めるべきとも考えられるが、適正な修繕費の額は把握しているか。

<土本委員> 資金不足で修繕できず廃業するのか、廃業するため修繕していないのかは調査しておらず、具体的な額について組合では答えをもっていない。

<事務局> 減価償却等設備改修については料金に含めているが、大規模改修については入浴料金算

定に含めないという国通知がある。

<松井委員> 宮前委員の意見、重要な視点だと考える。働きに見合った対価を得る、事業者所得を含めて検討するのは当然のこと。

<椎葉会長> 個人事業主報酬を原価計算に反映することについて、今後の審議会で検討する。  
次回審議会前に客観的に議論するため、1号委員による小委員会を設置したいがどうか。

<松永委員> 経営のプロである1号委員の意見を尊重するが、その中に社会資源としての公共財という考え方を入れていただきたい。東京都が公衆浴場活性化事業を行うという話もある。

<宮前委員> 営業者の代表として意見したい。地域に根差したこの商売を存続させるために、営業者が所得を得られるように考えていただきたい。

<椎葉委員> 小委員会のスケジュールについてはどうか。

<事務局> 小委員会を1月中旬に実施、小委員会で検討した結果を第2回審議会で諮り、来年3月末までに答申をいただき、必要であれば4月以降に料金改定を行うことを考えている。

<椎葉委員> 特に意見がないようなので、そのスケジュールで行う。

<細見委員> 小委員会は学識のみで行うため、今、営業者の意見をお聞きしたい。浴場を継続していくため、三者が協力する新しいステージに入ったと感じている。

災害時の協定を締結したと聞いたが、詳しくお聞きしたい。

<宮前委員> 大阪府と大阪府生活衛生同業組合協議会とで協定を締結した。可能な範囲でボランティア協力するというもので、浴場組合では風呂の提供や生活用水の提供、トイレの提供等を可能な範囲で行う。

<細見委員> ポストコロナで、サウナやお風呂に関する考え方も変化していく。コロナ対策については、どうアピールして集客しているのか。

<宮前委員> ポスターの掲示、消毒液の設置、換気の徹底を行っている。

<細見委員> 新型コロナウイルスについては不明な点も未だ多いが、マスクや換気が効果的と判明している点もある。集客PR方法等、営業者側からも安心感を与えることが大切と考える。

<宮前委員> 営業者、組合として、出来る範囲のことはやっている。

#### その他

<椎葉会長> その他、どうか。

<事務局> 中人小人の料金についても、ご検討願いたい。

<椎葉会長> 検討したい。営業者から意見はあるか。

<宮前委員> 中人小人の料金は長らく上がっていない。大人料金や他府県とのバランスも検討していただきたい。

<宮前委員> 小委員会に営業者も出席を希望する。

- <椎葉会長> 小委員会を学識のみに限らないことについて、川喜多委員はどう考えるか。
- <川喜多委員> 小委員会に事業者が出席することには異存ないが、公平中立性確保のためには、消費者も出席した方が良いのではないか。
- <松井委員> 議論の中に当事者である事業者が関わるのは当然のこと。消費者が同数入れれば問題ない。
- <椎葉会長> それぞれ一定数ずつ入る方向で進めていきたい。消費者代表の選出は、歴の長い方から調整をするということで、座長に一任していただく。

## 11 閉 会

木村環境衛生課長が挨拶を行い、浅野生活衛生補佐が閉会を宣言した。